

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷九十第

行發日一月八年三十正大

論 叢

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

道徳統計論概説……………法學博士 財部 靜治

海運同盟の運賃に對する國家政策……………法學士 小島昌太郎

水戸藩常平倉の運用……………經濟學博士 本庄榮治郎

時 論

娛樂税の重要……………法學博士 神戸 正雄

說 苑

英國の自作農創定事業……………法學博士 河田 嗣郎

獨逸レントン銀行に就て……………法學士 大森 研造

雜 錄

國民經濟と世界經濟……………法學博士 財部 靜治

離婚に就て……………經濟學士 岡崎 文規

勞農露國に於ける幣制改革問題……………經濟學士 谷口 吉彦

諸國の自作農創定事業 (二)

河田 嗣 郎

第二 英吉利の小農地制

英吉利に在つては中世の庄園制度 (manorial system) が崩壊して以後、近世時代を通じて大農組織が漸次出來上り十九世紀の中葉に及びて其勢の完成を見るに至つた。然るに爾來今日に至るまで自作農制を扶植して健實なる小農主義を普及せしむべき必要は、經濟的にも社會的にも大いに感ぜらるゝことゝなつた爲めに、英蘭土及宇英留に涉つて其の事業を見るに至つた。

英吉利に於ける小農地に關する法令は一八八七年の分貸地 (又は分課地) 設置に關するものを以て嚆矢とし、次で一八八七年及一八九〇年の分貸地條令を見、一八九二年には小農地法を見るに至り、一九〇八年には從來の分貸地法と小農地法とを合して新たに一の小農地及び分貸地法を見

ることゝなつたのである。

一九〇八年の法律に於ては從來の分貸地及小農地に關する規定は大抵其の要點に於て包括せられたのである。The Small Holdings and Allotments Acts, 1908 (8 Edw. VII. C. 36) によつてある。そして此の法律は實に An Act to consolidate the Enactments with regard to Small Holdings and Allotments in England and Wales. [1st. August, 1908] として了解せざるべからざるなりとする。そして一九一〇年に又小農地法發布せられて、小農地設置の爲めに其の小作地を失ひたる小作人の權利を賠償すべき規定が附加せられ、更に又一九一九年の the Land Settlement (Facilities) Act, 1919 に依つて一般的に改正と増補が行はれたのである。尙これに一九一九年に公布された the Acquisition of Land (Assessment of Compensation) Act, 1919. が、地方自治體に依て獲得せられたる土地の賠償算定に關して、補充的に其働を加ふべきものとせられた。

事情斯くの如くなれば英吉利に於ける小農地制に關しては一九〇八年の法律が最も重要な關係を有し、爾後の改正法を併せて現行の小農地及分貸地法はこれを the Small Holdings and Allotments Acts 1908-1919. として一括することを得る。仍て先づ少しく此の一九〇八年の小農地及分貸地法の成立するに至つた事情について概要を窺つて見ることをする。⁹⁾

9) A. J. Spencer, The Small Holdings and Allotments Acts 1908-1919, 2nd. ed. London 1920, p. 1.

一 一八九二年の小農地法と其成績

英國にては小農地法の效果について調査を行はしむるため、調査委員會が組織せられ、一九〇五年及〇六年にその委員會開かれ一九〇六年十二月十日に其の報告書は農務大臣に提出せられた。然るに一九〇八年の法律は此の委員會の報告には負ふ所少く、やはり一八九二年の小農地法を基礎とし、之に改正を加へて制定されたのである。されば一九〇八年の法律の立法理由を知る爲めには、一八九二年の小農地法の成立を尋ねて見なければならぬのである。所が一八九二年の小農地法は一八八九年に開かれたる特別委員會調査報告を基礎として作られたるもので、其の調査は大體次の如き意見を立てたのである。

即ち英國に在つては、當時小農地の所有者と小作人とは著しく減少するに至つたけれども、その現象は決して喜ぶべきものにあらず、國家としては却つて小農地の増加を圖るを要し、これを爲すは、農村住民の利益の爲にも、不動産安固のためにも必要のことである。そして今小農地所有者と小作人との減少するに至れる原因如何と見るに、小作人の減少は主として土地兼併の事實に基因し、小地主の減少は、土地投下資本に對する利廻りの薄きと土地圍繞法及相續法の間接の影響を受けて居る。然るに小農地所有主義は小作主義よりも如何なる場合に於ても有利なるもの

なれば、今國家は農業勞働者の地位を高めて小自作農たらしむるために、地方自治體をして土地を購入し之を十英町以下の小農地に分割して農民に賣り與へしむる方法を講ずるを可とする。そして地方自治體が此の事業を行ふためには、之に土地購入の權能を與へ又購入資金を金融委員會より借入れ得るものたらしむべし。然かし小農地設定に要する土地は賣買當事者の自由契約に任かすべきであつて、之を強制徴收する必要はない。斯くて今小農地を購入せんとする者は、購入資金として全金額の五分一又は四分一の現金を用意すべきものとし、その殘餘の所要金は年賦償還の方法により地方自治體をして之を貸付けしむべし。その爲めに要する小農地創設資金は合計五百萬磅以下とす。そして此の方法に依て設定されたる小農地は之が轉貸及び分割を禁止すべきものとすといふことである。

此の委員會の意見の定まるに就いては、土地はこれを小農地に分割して農民に之を所有せしむるを可とするや、それとも其の所有は地方自治體に屬せしめて之を分割して小作に附するを可とするやについて先づ大いに議論が行はれたのだつたが、委員會としては右述の如く小農地所有制を可とすることになつた。即ち當時農民の多くは小農地所有よりも却つて小作地を得んとすることに熱心だつた事情もあり、又意見としては小農地所有制を採れば、農民の自由移轉を妨げ、又之に依り國家が土地兼併の勢を抑制したり農地の抵當負擔を行はしめないやうにすれば、土地の價格

を下落せしむる恐あり、更には又小農地購入者は年賦償還の貸付を受くるに伴ふ不便と不利とも免れ難いとする反対意見もあつたのである。然し之に對しては又小農地所有主義を可とし、之を以て最も簡便に小農民に土地を購入せしむる方法なりとし、然かも土地の所有ほど農民生活を安定せしめ又農民精神を涵養せしむるものはなく、農民は自己の所有地を段々に改良することに興味と利益を感じ、斯くて一般に農業生産の振興を將來するに至ると主張する意見も強く行はれた。尙ほ此の小農地設定によつて勞せずして利得する地主を撲滅するに足り、又小農地が抵當に供し得られざるは、今日の通弊たる農民過度負債を救済するにも足るとせられた。

まゝそんなやうな風で自作農主義には賛否兩様の意見が戦はされたのだが、結局法律は自作農主義を採り小農地制に關する規定が設けらるゝことゝなつたのである。

次に自作農地を創設するについては、地方自治體は、必要の土地を強制買収するを得る權能を與へらるべきものなるや否やについても種々意見が分れ、絶對に之に反對するものと賛成するものとがある以外に、若し小作制度を採り農地分貸の行はるゝものならば強制買収權を與ふるを可とすれども、自作農地設定のために強制買収を爲すを得せしむるは不可なりとの意見もあり、皆何れも相當の有力なる理由を持して下らなかつた。然し法律は強制買収權を認めなくては法の實行不能となり制度の効果を十分に發揮し難かるべしとする意見委員の間には寧ろ多數だつたに拘

らず、終に強制買収權を認めないことにした。

斯くて出來上つたのが一八九二年の小農地法であつた。今この小農地法の定むる所を其の概要について見れば、小農地設定の事業に當る機關は County Council であつて、各カウンチーに於ける住民は小農地の設定を願出づるを得るものとし、之に對してカウンチー、カウンシルは委員會を組織して、其の申出を調査せしめ、申出の正當なるを認むるときは之が設置に必要な土地を購入するのである。購入は地主との自由契約により、之に要する資金は公の金融機關より借入るゝものとす。若し買はんとする土地が高價で買上の目的の達し難い場合にはカウンチー、カウンシルは之を賃借するを得る。斯くて買上又は賃借されたる土地は適當に區分せられ農民に之を賣渡す場合には一乃至五十英町、之を貸付くる場合には一乃至十五英町づゝの小農地として通路其他の設備をとゝのへるのである。そしてこの小農地を購買する農民は拂下價格の五分一は現金を以て之を納入し、殘額は五十ヶ年以内の年賦償還とするのである。この小農地に對しては法は購買者又は小作人が自ら之を農業的に使用すべきこと、カウンチー、カウンシルの承諾を得るにあらざれば之を分割したり他に貸付けたり讓渡したりすべからざること、その小農地には一戸以上の住家を建築すべからざること其他の制限を設けた。

斯く法律は小農地設定のために有效なるべき方策を樹て綿密な規定を設けたのであるが、然る

にも拘らずこの一八九二年の小農地法は其の實施後の成績に於ては兎角十分なるを得なかつた。其の不成績に終つたのには色々の理由があつたが、法の規定の適當ならざるに因る所のものも小くなかつた。就中法律上に何等土地獲得上の強制方法が認められなかつたために、カウンチー、カウンシルに於て土地を購入せんとする場合には地主との自由契約による外なく、然かも其の當時英國の土地に一般的に頗る高價で賣買價格は收益價格を超過すること遠き有様だつたものだから、カウンチー、カウンシルは先づ小農地たらしむべき農地の購入に於て躓いてしまつたのである。此事が最も多く事業の失敗を招かした。然るに又一方に於ては當時既に英國の小作法は小作人の權利を十分強いのにした爲めに、小農等はなまじい小農地を購入して高き資金を固定せしめその利拂と元本償却のために年賦負擔を被らんよりも、強き小作權の下に小作人たるを以て寧ろ甚だ有利なりとし、小作人たらしんとする希望を抱くもの、方小農地購入を申出づる者よりも多きを見たる有様だつたことも、小農地法の成績を不可ならしめた有力の原因であつた。其他尙ほ地主が獨立なる小農民の成立を希はずやはり小農民は之を單純なる勞働者として殘し置くを有利と考へたこと、然かもカウンチー、カウンシルは多く此等の人々に依て組織されたることなども原因として働く所があつた。

要するに一八九二年の小農地法は成績不十分だつたものだから、小農地制のためには、之を改

正して更に有效なる立法を爲す必要感せられ、終に一九〇八年の改正を見るに至つたのである。¹⁰⁾

二 一九〇八年乃至一九一九年の小農地法

一九〇八年の小農地法は上に述ぶるが如き事情の下に制定されたものであるから、従來の小農地法に比較して種々實行上の不便を除き小農地事業を遂行するに適する多くの改正を加へられたるものなりとする。そして同法は更に其後に於ける改正のために益々完備のものとなせられ、英國小農地事業のためには兎に角一大時機を劃するに足るものであつた。

そこで少しく同法及び其後の改正法の規定について窺つて見たいのであるが、先づ同法に所謂小農地とは如何なるものであるかを見定めねばならぬ。同法第六十一條の規定に従へば、小農地とは一英町以上五十英町以下若し五十英町を越ゆる場合には賣買又は賃借の際所得税の爲に定められたる年價額五十鎊を超過せざる農業上の所有地を謂ふとせられた。然るに一九一九年の法律に於てはその第二十條を以て一英町以下の農地といへども半英町以下ならずして其地に小舎の建てられるものはやはり之を小農地といふことに意義が擴張せられた。

然らば斯かる小農地は如何にして設定せらるゝかといふに、カウンチー、カウンシル(カウンチー、ボローのカウンシルをも包含する)は適當の農地を購入又は賃借して之を小區分し其等を

10) 帝國農會編前掲書一一八——一三四頁。

購入又は賃借して自ら耕作せんと欲する人々に供給する権能と義務とを負ふものとせられ、(第七條)つまりカウンチー、カウンシルの手に依つて其の設定は行はれるのである。そして其の場合に「自ら之を耕作する」とは頗る廣義に解すべきもので、園藝をも含み、又家畜や蜜蜂や家禽の飼養をも包含する。

小農地設定の爲めにはカウンチー、カウンシルは必ず小農地及分貸地委員を創置すべきものであつて、その委員はその全部又は一部分はカウンチー、カウンシルの議員たるを要し、一部分然る場合には過半数がその議員たるを要する。(第五十條)この委員會が小農地及分貸地の實行に關するあらゆる権能を行ひ又義務に任ずるものである。

小農地を供給するためには、カウンチー、カウンシルは當該カウンシル内に在ると否とを問はず適當の農地を契約に依つて購入又は賃借するを得る。若し小農地を賃借せんと欲する人に供給すべき適當の農地を自由契約に依て獲得し能はざるに於ては之を強制的に買上ぐるを許された(第七條)。但し此の強制購入は農民に土地を貸す場合にのみ許され之を賣渡す場合には許されないのであつて此點は注意に値する所である。そして又カウンチー、カウンシルは農務及び漁務省及び保健省の許諾を得れば、カウンチー、カウンシルがカウンシルの他の目的のために所有する土地をも、一九〇八年の法律に依つて之を獲得するを許されたる目的のために收用するを得ること

同時に、又反對に一九〇八年の法律の下にカウンシルに依て獲得せられたる土地をカウンシルの他の目的のために收用するを得るものとせられた。(一九一九年法第十二條)

カウンチー、カウンシルが農地を獲得したる後は、其地に對しては其の管理上の全權を有するものとせられる。従て其地を農民に賣渡し又は貸與する以前に其地に家屋其他の建物を造り又は既に存在するものを修繕し其他又地に關して改善を爲すを得、又かゝる改善に關して其地の小作人との間の事務を處理するを得る。(一九一九年法第十二條)そして其地を賣渡し又は貸付するに當つては、合理的に獲らるべき最高の代價又は賃料を以て個人又は産業組合的團結の下にある人々に供給すべきものとする。又は農務及漁務省の許諾を得れば之を小農地の創設助成のために造られたる會社にして其の利益金を配當するを禁止又は制限せるものに供給すべきものとする。(一九一九年法第十一條)

小農地を購買したる農民は其の代金の五分一以上を支拂ふを要し、カウンチー、カウンシルは之を適當と認むるに於ては代金の四分以下の金額をば永久地代として其の土地の負擔と爲すことを得。而して若し代金支拂殘額ある場合には、カウンチー、カウンシルは之を其地に對する貸付として五十ヶ年を超へざる年賦濟崩として各半年賦を以て之を償還せしむることと爲すを得。其の年賦はカウンチー、カウンシルの意思に依て六十年迄延長することも出来る。又購買者

の請求あれば定期年金拂と爲すことも出来る。尙又一定の條件の下に於て年賦金の全部又は一部の支拂を五ケ年以内猶豫することも出来ることになつて居る。(一九〇八年法第十一條)次に土地が賣渡さるゝことなくして賃貸せられたる場合には、カウンチー、カウンシルに依て買上げられたる農地の小作人が六年より少からざる期間其地を占有したる者なるに於ては、彼は立退の告知を受取る以前如何なる時期に於ても其の土地を時價に於て自己に賣渡さんことを請求するを得る。そして其の土地代金は小作人の爲せる改良の爲め騰貴せる部分を引去りたるものたるべきである。カウンチー、カウンシルは此の申出に對しては主務省が之を許可するにあらざれば拒絶するを得ざるものとす。(一九一九年法第十一條)

小農地は賣渡されたる場合に於ても賃貸されたる場合に於ても二十ケ年間は(賣渡されたる場合には代金の未拂濟のもの、殘存する限りは其後に於ても)一定の制限に服することになつて居る。其の制限は色々あるが就中重要な事項は、カウンチー、カウンシルの承諾あるにあらざれば之を分割すべからず、又讓渡すべからず、又貸付すべからざること。其の所有者又は占有者(小作の場合)自ら之を耕作し且つ農業以外の目的に使用すべからざること。原則として其地に一個以上の住宅を築造すべからざること。其地にある家屋内に於て可酔性飲料を販賣すべからざること等これである。尙ほ小農地が此等の諸條件に依て拘束せらるゝ期間内に於て其の所有者が死亡

し、爲めに相續、遺贈其他に依り其地が小分せらるべき場合には、カウンチー、カウンシルは十二ヶ月以内に之を或一人に賣却すべきことを要求するを得るのであつて、若しその要求通り賣却が行はれなければカウンチー、カウンシル自ら之が賣却を行ふを得るものとする。(一九〇八年法第十二條)

此等の制限が既に行はるゝことなき時期に達したる以後に於ても、若し小農地の所有者が之を農業以外の目的に使用せんと欲する場合には、之を爲すに先ち彼は其地をば先づ自己の之を買取りたるカウンチー、カウンシルに對して、次には當初其地が買取られたる際所有者たりし者に對して賣却の爲めに提供せなければならぬのである。(同第十五條)

次にカウンチー、カウンシルは自ら小農地の購入を爲す以外に、既存小農地の小作人をして其の地主より農地を購入するを得せしめん爲に、其の必要とする代金の五分四以下を貸付くるを得る。又小農地の小作人に對して彼等が其の農地の爲めに必要とする家畜、果樹、種子、肥料及び器具等を購入するに要する資金をば、貸付又は保證するを得るものとす。(一九〇八年法第十九條及一九一九年法第十八條)

すべて右の如くにして行はるゝ小農地の設定に對しては、なるべく其の設定を多からしめんとす。一九〇八年の法律は小農地委員を設置するを要するものとしたのであるが、其の委員は農業

上の智識經驗ある者二名以上とし農務及漁務省が之を任命するのである。(第二條)そして委員は主務省の指揮に従つて各カウンチャーに於ける小農地の需要の程度、適當なる小農地を準備したる場合に表はるべき其の需要の程度及び此等需要の充實實行の可能の程度等を調査し、此の目的に關して各カウンチャー、カウンシルと協議すべきものとする。又適當と認むる官廳、組合及個人に對して助力を求め、其他必要と認むる手段を執るべきものとする。そして又委員はカウンチャーに關して彼等の得たる調査材料をば主務省に報告し、之に依て小農地創設の計畫を爲すを適當とするや否やにつき其意見を陳述すべきものとする。

此の報告を受けたる主務省は、之を審査し實行計畫を立つるを可とすと見るに於ては、主務省として適當と考ふる程度に之に手を加へて當該カウンチャー、カウンシルに送付する。之を受けたるカウンチャー、カウンシルに於ては之に則つて一個以上の實行計畫を作製するを要し、若しカウンチャー、カウンシルが之が作製を肯んせず、又は右報告を受けたる後六ヶ月以内に又は主務省の之を認むる期間内に實行計畫を立つることなきに於ては、主務省は小農地委員をして一個若くはそれ以上の實行計畫を作製せしむるのである。

小農地設定の實行計畫中には、小農地の爲めに取得せらるべき土地の所在、小農地たるべき土地の概略面積及び各地方に布設さるべき小農地の數性質及び規模等、計畫の全部又は一部の實施

せらるべき時期等を明かにするを要し、主務省は之を公告したる上異議の申立あらば之をきゝ、然る上にて愈々之を實行計畫として確定するのである。(一九〇八年法第四條及第五條)

斯くて確定せられたる計畫はカウンチー、カウンシルに於て之を實施する義務を負ふ。若しカウンチー、カウンシルに於てその實行を肯んせざるに於ては、主務省は小農地委員をして其の實施の爲めに必要な手段を採らしめ、その實施の爲めに要されたる費用はカウンチーの基金中より國庫に辨償すべきものとす。そして委員に對して計畫を實行すべきことを命じたる主務省の命令は直ちに兩議院に提出すべきものとせられてある。(一九〇八年法第六條)

次に尙ほ少しく小農地設定の爲めに行はるゝ土地の強制收用に就いて見るに、上に既に之を明かにしたる如く、カウンチー、カウンシルは合意契約に依て地主より土地を獲得し能はざる場合には強制的に之を收用する權能を認められたけれども、そはたゞに農地を賃貸小作せしむる必要に應ずる場合のみ許さるゝ權能であつて、之を小作人に賣渡す場合には強制買上は認められぬのである。そして其の強制借上の期間は十四ケ年乃至三十五ケ年である。

強制收用を行はんとする公共團體がバリッシユ、カウンシルなる場合には、收用はカウンチー、カウンシルの手を経て行はれ、土地が獲られたる上にてバリッシユ、カウンシルに附與せら

るゝものとする。

次に小農地及び分課地に關する賠償規定を窺ふに、先づ一般的に強制收用の賠償に關する爭議は、*the Acquisition of Land (Assessment of Compensation) Act, 1919.* に依て處斷せらるるのである。

小農地の爲めに強制收用せられたる農地に於て規則正しく使用せられたる勞働者にして今その地の強制收用の爲めに働きの口を失ひ然かもその地方に於て従來と同様に有利なる就職口を見出し能はざる者は、其の失業に對して及び他の地方に移轉する費用に對してカウンチー、カウンシルより賠償を受くるを得るものとする。(一九〇八年法第四十三條)

次に小農地創設の爲めに其の農地を失ひたる小作人に對する賠償に關しては、一九一〇年の小農地法 *the Small Holdings Act, 1910.* が其規定を設けた。即ちカウンシル又はカウンシルの請求に基き地主が小作人に立退を命じ之に依て小作の終了せしめらるゝ場合には、小作人は、直接立退に基因する損失及び費用に對してカウンシルより賠償を得る權利あるものとせられた。そしてその損失や費用は立退を爲すには避くべからざる所のものであり、又其の家財や農用器具や農産物や土地と共に使用されたる家畜やの賣却又は移轉に依て生ずるものとする。小作人にこの權利を認むるためには、小作人は右等のものゝ評價に關してカウンシルに之を爲す機會を與ふるを

要し、又立退後三ヶ月以内に其の請求を提起せなければならぬ。評價等に關し生ずる意見の相違はすべて和解調停に依て解決せらるべきとする。そしてカウンチー、カウンシルが主務省の承認の下に之を支拂ひたる辨償金及び賠償請求に關聯して必然的に生じたる理由の明かなる費用は、すべて之を主務省に於て負擔し、カウンチー、カウンシルに拂戻さるゝことになつて居るのである。

次に又カウンシルが小農地又は分貸地として強制的に農地を借入れたる場合には、カウンシルは小作契約終了前一年以上二年以内に地主に之を告知すれば十四ヶ年以上三十五ヶ年以内の期間に涉り小作契約を更新するを得る。(第四十四條)所が小農地又は分貸地として土地が強制收用せられたる場合に地主は、彼が其地を建物鑛業若くは其他の産業上の目的若くは此等の爲めに必要な道路として使用する場合には、十二ヶ月前の告知により主務省之を認むるときは、その前有を回復するを得る。(第四十六條)

小農地又は分貸地の小作人は其の小作期間の終了に際し彼が其地の上に施したる改良 (market garden improvements) 即ち例へば果樹、莓、アスパラガス、ルバーブ其他の植物を植付けそれ等が尙ほ二年間以上收穫を齎すものなる場合には、其の改良に對してカウンシルより賠償を受くるを得る。但し此の賠償請求權はカウンシルが小作人にかゝる改良を施すを禁じたる場合には原則

として排除せらるゝものとする。(第四十七條)そしてカウンチー、カウンシルは又土地を借入れて小作に附したる場合に於ては、その地主に對して右等の賠償を請求するを得るものとし、其れに關しては規定に於て條件や制限が設けられたのである。(一九〇八年法第四十七條、一九一九年法第二十三條參照)

尙ほカウンチー、若くはボロー若くはアーバン、デストリクトのカウンシルは、小農地若くは分貸地に關する事業を爲すを以て目的とする産業組合に對しては、その設立を又は擴張を助成し又これを補助するを得るものとする。(一九〇八年法第四十九條)又カウンチー、カウンシルは小農地の目的の爲めに及び産業組合に對する補助や貸付の爲めに資金を借入るゝを得、其の資金が土地購入の爲めに要せらるゝ場合には八十年内、他の場合には五十年内に之を返還することゝ爲すを得る。ボロー、アーバндеストリクト、パリッシュ等のカウンシルも亦分課地の爲めに土地を獲得し、改良し又之に適するものたらしむる爲めに要する資金を借入るゝを得るものとする。(第五十二條及第五十三條)

總べて斯の如くにして行はるゝ小農地及分貸地事業に關しては、農務及漁務省は、省自らのと

委員會のこの事業報告を年々議會に提出すべきものとし、又多數のカウンチー、ポロー、ヂストリクト、及パリッシユのカウンシルの行へる事業の報告をも爲すべきものとせられてある。(第五十九條)¹¹⁾

三 英國小農地創定事業の成績

最後に一九〇八年の小農地法實施以後に於ける英蘭士及宇英留の小農地設定事業成績を見るに、先づその數字は次の通りである。

(一) 一九〇八年法に依る小農地

の 一九一八年迄に處理せられたる小農地にしてカウンチー及ポローのカウンシルの獲得せるもの

(イ) 購入	一三九、五〇七	英鎊	價格	四、六一九、八五六
(ロ) 借入	六〇、四九四	英鎊	地代	七六、八四二
計	二〇〇、〇〇一			

設定せられたる小農地の面積及人員

(イ) 賣渡	面積	九六九	英畝	六八八
--------	----	-----	----	-----

11) 以上一九〇八年一九一〇年及一九一九年の小農地及分貸地法の規定については A. J. Spencer, The Small Holdings and Allotments Acts 1908-1919. 及農務局編「諸外國に於ける小農地設定ニ關スル法律」第一卷——一五七頁參照。

(ロ) 貸 賃	面積	一八九、八八七	一三、七三五
(ハ) 組合貸付	面積	八、〇八九	五七割合

(二) 一九一九年法に依る小農地

一九二二年五月三〇日迄にカウンチー及ボローのカウンシルが獲得せるもの

(イ) 購 入	二二八、〇〇〇	英町	價 格	九、七四〇、〇〇〇
(ロ) 借 入	三三、三六七			
計	二六一、三六七			

尙ほ一九二〇年十二月一日迄に小農地の申請を爲せる件數四八、七〇〇にして其の面積八三二、五〇〇英町に上ぼり、就中許可せられたる件數二四、〇四六面積三五四、五八五英町である。¹³⁾

この數字の示す所によつて見れば、英吉利の小農地創定事業は一九〇八年以後に於ても、やはり餘り著しき發展を遂げて居らぬ。寧ろ人をして其の創定件數も創定面積も少きに驚かしむるものがある。然し之には色々理由のあることで、然かもその理由は、從來この事業の進行をどかく遅々ならしめた所のもと殆んど變る所なく、同一なる理由が依然として繼續して居る次第なりとする。即ちその理由としては、小農地創定の任に當るべきカウンチー、カウンシルの議員連中は多くは地主及び農業企業者の間から選出せられてある爲めに、從來小さな小作人たりしものや單純なる勞働者たりし者やが化して獨立の小農となり、自分共に對して一種の對抗力となるを好まざること、其所には一種の身分的感情といふが如きものも働くこと、又勞働者等が化して獨立

13) 農務局編「諸外國に於ける自作農創定成績」

の小農となることに依て地主や農企業者やの必要とする勞働供給の少くなり、さなきだに勞働不足に困りつゝある状態をして益々困難ならしむること、同時に又勞働に對する賃金報酬も騰貴せざるを得ざること等が先づ第一に數へらるる。然るに此の以外に又小農地として提供せらるる農地の價格が高きに過ぎて、小作人等は下手に小農地を買取れば小作をして居た時分よりか其の負擔が甚しく重くなつて經濟の立行き難きを見ざるを得ざる實狀あること、そして斯く小農地の高價なるは、やはりカウンシルの議員連中が地主階級の人々であつて、其の人々が自ら小農地としてカウンチー、カウンシルに高價で以て所有地を賣付けるが如き弊風なきにあらざるに原因する次第である。更に又之を小農地を獲んとする側の人々について見れば、殆んど資金の貯なくして高かれ安かれ小農地代價の元利金を支拂ふ能力なき者の寧ろ多數なることや、現に小作人又は勞働者として地主や農企業家の所有地内にある供給されたる住家に住つて居る者は、今小農地の希望者として其の申請を爲したといふことが地主や企業者に知れて其爲めに住家の立退を迫らるるを恐るゝ事情やも、彼等をして小農地を希望することなからしめ、よし之を希望しても其の申出を差控えしむる原因を爲すのである。¹³⁾

すべて此等の諸事情に依つて、英吉利の小農地創定事業は現今に至るまで牛歩の如く進みつゝあるに過ぎないのである。そして吾等は此種の諸事情は多くは何れの國に於ても之を見るを得べき所のものであつて、従て英吉利の先例は後に此の事業を行はんとする國々に對して、よき殷鑑たるを思はなくてはならぬのである。

13) H. D. Harben, The Rural Problem, London 1913, p. 59 ff.